

2024年度 一般コンクリート採取試験技能者 認定試験(新規試験・更新試験・再試験)の受験者募集のお知らせ

コンクリートの現場品質管理に関する採取試験技能者認定制度に基づく、「一般コンクリート採取試験技能者」認定のための認定試験を、下記の要領で実施しますのでご案内申し上げます。

新規受験者で、コンクリート技士又はコンクリート主任技士の登録者は、学科試験を免除します。

1. 認定試験会場 福岡職業能力開発促進センター ポリテクセンター福岡

[受験票返送時に案内図を添付]

〒806-0049 福岡県 北九州市 八幡西区穴生 3-5-1

検定試験及び試験会場に関するお問い合わせは平日 TEL **048-826-5783**

前日・当日 TEL **090-5794-7992** 検定業務室にお問い合わせいたします。

***本認定試験の問い合わせは試験会場へは行わないようお願いいたします。**

2. 認定試験開催日

2024年6月**1**日(土)

※開催日が7月より1か月早まりましたのでご注意ください。

3. 実施時間

(1)受験者は、9:20までに受付けして下さい。

(2)学科試験受験者は、11:20までに受付けして下さい。

1部の時間割

(実技試験の後に学科試験)

受付	実技試験	学科試験
全員:~9:20	9:40 ~11:50	12:00 ~12:45

4. 受験資格者と受験科目

認定試験の種類	受験資格者(受験対象者)	受験科目
新規試験A	コンクリートに関する実務経験が1年以上の者(実務経歴書の提出)。 又は(一財)建材試験センターが船橋会場で実施する「一般コンクリート採取実務講習会」を修了している者(修了証の提出、実務経験が1年未満でもよい)。	学科試験 及び 実技試験
新規試験B	新規試験Aの受験資格者で、コンクリート技士・主任技士の資格登録者 最新の登録証の写しを提出。有効期限が過ぎているものは無効です。	実技試験
更新試験	登録証の有効期限が下記の登録者 2024年8月31日、11月30日および2025年3月31日 (保有する認定登録証の有効期限以内に更新試験を受験し、合格できない場合は失効となります。)	実技試験
再試験	前回の結果通知書に、次回免除の科目があり、受験日が記載されている有効期限以内の者	
	①認定試験結果が、学科試験のみ合格となった者。	①実技試験
	②認定試験結果が、実技試験のみ合格となった者。	②学科試験
(再試験受験者は、前回の結果通知書の写しを提出下さい。)		

5. 定員

定員は、24名/日です。定員に達し次第締切ります。

6. 申込要領

6.1 申込方法（申請方法が紙より電子申請に変更になりました。）

Google フォーム*での**電子申請**でお申し込み下さい。新規受験(講習会受講なし)の方用の実務経歴書式は、HP上の別途ファイルにあります。

(1)新規試験 A(実技試験及び学科試験) (2)新規試験 B(実技試験のみ)

<https://forms.gle/u2qDRmcDja68QGci9>

(3)更新試験(実技試験のみ)

<https://forms.gle/EPGB4ZWYyPgvVMEL7>

(4)再試験で実技試験のみ受験 (5)再試験で学科試験のみ受験

<https://forms.gle/HAh71arX9wWvWbgc6>

上記申込フォーム QR コード

[一般]		
(1)(2)新規試験 	(3)更新試験 	(4)(5)再試験 

*申込には Google アカウントが必要となります。

アカウントをお持ちでない方は [Gmail アカウントの作成 - Gmail ヘルプ \(google.com\)](#)より作成をお願いします。**手順としてアカウント作成→ビジネス・個人選択→名前等入力→生年月日入力→メールアドレス作成→パスワード作成した後に、**前述のご自身が受講する URL をクリックし、名前、生年月日、年齢、性別、住所、緊急連絡先、メールアドレス※、勤務先会社名等を入力し顔写真、振込伝票のコピーを添付して送信ボタンをクリックして下さい。

スマートフォンからでも申込できますので、前述の QR コードをカメラで読み込み、必要事項を入力後に送信ボタンを押して下さい。一般と高性能を誤って入力しないよう、ご注意ください。

受付後に返信メールが届きますので、案内メールが届くまで消去せず保存をお願いします。

また、検定試験日 7 日前までに受験票および受験案内をメール※します。

こちらは検定試験日の当日、試験委員に提示する受験票となりますので、必ず検定試験当日に印刷して持参、またはメールを保存したスマートフォンを持参し、検定試験当日終了まで消去しないようお願いいたします。

万一メールが届かない場合は、お手数ですが検定業務室 TEL:048-826-5783 までご連絡をお願いいたします。

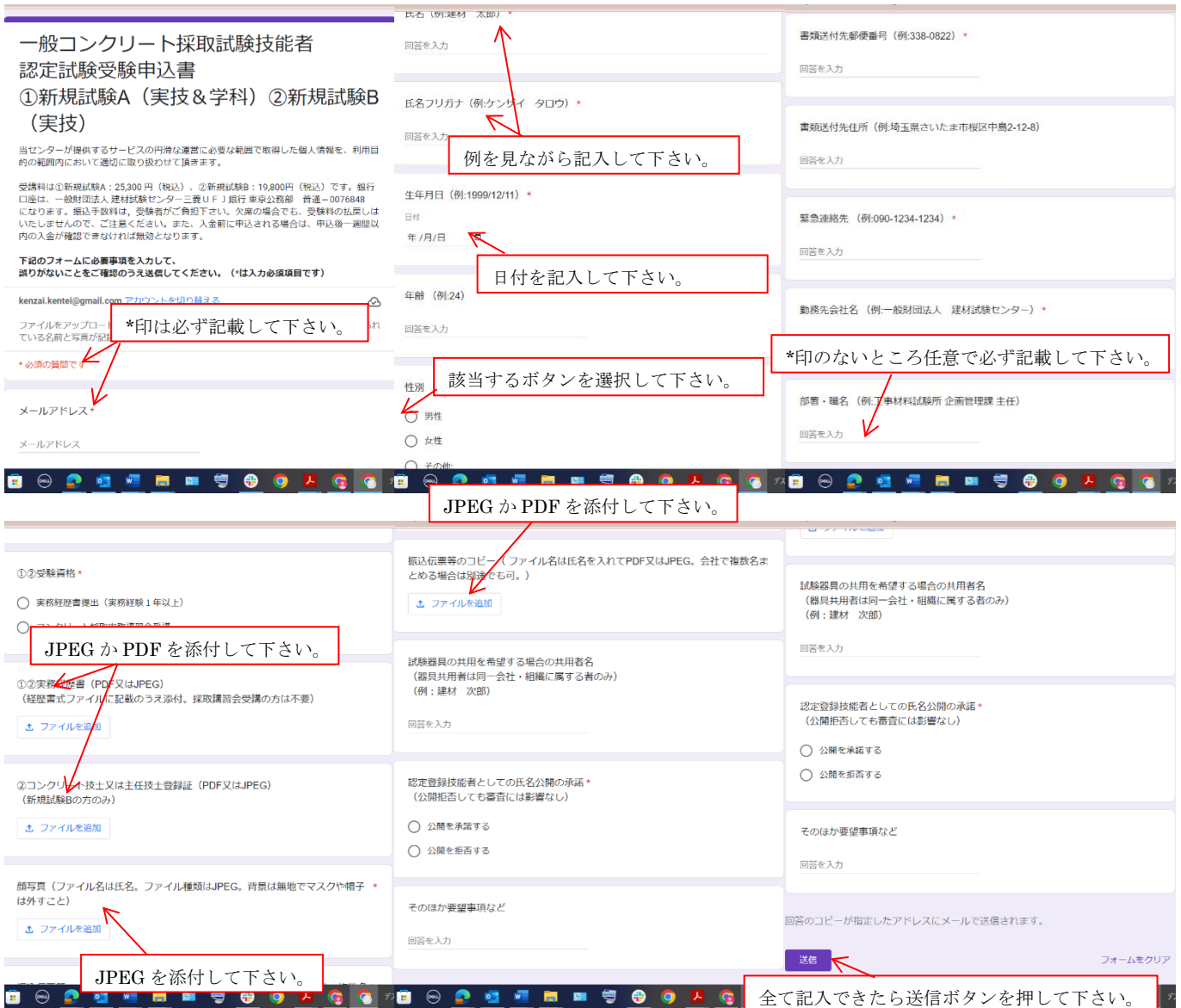
※入力されたメールアドレスに kentei@jtccm.or.jp より受験票及び受験資料を返送します。

確実にご自身に届くアドレスを入力してください。

[申請画面イメージ(Google ログイン画面)]



[申請画面イメージ(Google フォーム)]



6.2 お問い合わせ先 (一財) 建材試験センター 技能者認定委員会事務局

〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島 2-12-8

メール:kentei@jtccm.or.jp

TEL:048-826-5783 FAX:048-858-2834

6.3 振込先 振込銀行 三菱UFJ銀行(0005)東京公務部(店番300)

口座番号:(普通) **0076848** 口座名義:一般財団法人建材試験センター

- ◆ 振込依頼書にご依頼人名を記入する際、お手数ですが、会社名又はお名前の前に必ず(ケンテイ)とご記入下さい。
- ◆ 振込手数料は貴者でご負担願います。

(例):(ケンテイ)〇〇試験(株) 試験 太郎

また、ご入金に関し、ご自身の受験料を(4)でご確認の上、過不足ないよう入金をお願いします。

会社で複数人まとめて入金する際は、振込伝票は代表者のみ添付してください。その際、内訳がわかるよう受験者全員の氏名、金額が異なる際は個々の金額を明記した明細書を添付、あるいは申し込みフォームの「そのほか要望事項など」に記載してください。

なお、過払いが生じた際は振込手数料を差し引いた額を返金いたします。

注意: 申込期限前の場合は、事務手数料 3,000 円(税抜き)及び振込手数料を受験料から差し引いた金額で返金します。

ただし、申込期限を過ぎた際は、返金いたしません。

また、申込期限時に入金が確認されない際は、受付は無効となりますので、ご注意ください。

6.4 申込期限 2024年5月10日(金)必着のこと

7. 受験料

(1)新規試験 A(実技試験及び学科試験)	25,300円
(2)新規試験 B(実技試験のみ)	19,800円
(3)更新試験(実技試験のみ)	19,800円
(4)再試験で実技試験のみ受験	19,800円
(5)再試験で学科試験のみ受験	5,500円

8. 合格発表 2024年8月中旬(通知送付)

合格者は、認定登録の申請が必要です。その際の登録料は、5,500円(消費税込み)が別途必要です。申請受理後「認定登録証」を発行します。

9. その他

(1)学科試験は、採取・試験に関する規格・仕様書等に基づいて実施します。規格・仕様書等の最新版を確認して下さい。

(2)実技試験に際し、コンクリート採取試験器具が必要となります。

試験器具を、受験当日に共用する場合は、共用者名を「受験票(試験委員用)」に記入して下さい。

なお、共用は同一会社、組織に属する者以外は認めません。

(3)不明な点等の問合せは、事務局 048-826-5783 までご連絡ください。

以上

コンクリート採取試験技能者の 個人情報保護法に基づく公開の承諾と公表について

採取試験技能者認定委員会
一般財団法人 建材試験センター

「コンクリートの現場品質管理に関する採取試験技能者認定制度」は、建設工事現場の品質管理の向上を目的として、認定登録技能者の公表を規定しています。

認定委員会は、認定試験結果に基づいて、認定審査を行います。その審査の合格者で登録した者は、(一財)建材試験センターが「認定登録技能者」として公表しています。

従って、認定試験の受験を申し込む方は、合格し登録した際には、公表されることを前提としていますが、公開の拒否は可能です。なお、公開の諾否が、認定審査の結果に影響する(不利益になる)ことはありません。公表の利用目的、利用方法、公表の範囲等は、下記のとおりです。

記

- (1)公表の利用目的 : 上記に示すとおり。
- (2)利用方法 : 次の方法とする。但し、「公表の範囲」内の情報に限定する。
- ・認定登録技能者名簿(下記①～③)
 - ・その他、関連業務に伴う業務
- (3)公表の範囲 : 次の ① ~ ③の内容
- ①認定登録番号 ②認定登録・有効期限等 ③認定技能者名
- (4)公表の除外 :
- 受験申込者から、公開の拒否の申し出があった場合、公表はしません。

この件に関する問合せ等は、認定委員会事務局 048-826-5783 まで

[参考として(一財)建材試験センター規程の抜粋要約を示す]

(1)「認定制度」規程

第 9条 「認定登録者名簿を作成し、公表する。」

第13条 「取消となり、認定登録証を返納しない場合、認定取消者として公表する。」

(2)個人情報保護規程

第 7条 個人情報の管理 : 利用目的を書面等で通知し、同意を得る。

第 8条 個人情報の開示等 : 本人から自己の情報について、開示等の要請に対し、手数料を受理して書面により回答する。

第10条 個人情報の預託 : 第三者へ業務委託する場合、個人情報保護管理責任者が管理する。

第14条 苦情及び相談 : 対応は、本部事務局総務課とする。

以上